

一般競争入札に係る仕様書等に関する質問への回答について

入札（見積）に係る仕様書等に対する質問がありましたので、次のとおり回答します。

- 1 件 名 水源涵養林外取得用地測量業務委託
- 2 施工場所 盛岡市上米内字畑井野地内
- 3 入札日時 令和8年5月7日(木) 10時00分

No	質問内容	回答	掲載日
1	<p>【業務の目的について】</p> <p>対象とする用地の境界を確認し地権者の同意を得て境界確定し、測量を実施して地籍面積を確定して、現在の地権者から用地を購入し登記するための資料を作成する業務との理解でよろしいか。</p> <p>成果の目的を伺いたい。</p>	<p>用地購入のための測量で、成果品を基に現在の地権者に買収額を提示することを見込んでいます。なお、買収後、登記の所有者情報は変更しますが、地図は変更しません。</p>	4月22日
2	<p>【業務委託仕様書の中の「4 測量方法」について】</p> <p>・(1) 使用機材の「表-1」に記載されている機材（ポケットコンパス、メートル縄等）を使用し、(2) 公差及び測定方法「表-2」の測量公差（図上距離の総和の100分の1以内）及び測定方法（1度以内、10センチメートル）によって、7 成果品の提出 (1)「用地測量平面図」等の成果を作製し納品した後に、再度、高精度な測量機器、精度により成果の作成を求められる懸念は無いと考えてよろしいか。（次ページに続く。）</p>	<p>高精度な測量成果の作成は求めません。</p>	4月22日

	<ul style="list-style-type: none"> ・業務作業中に「表-1」、「表-2」以上の高精度な測量機器、精度により成果の作成を求められる懸念は無いと考えてよろしいか。 	(前ページのとおり。)	
3	<p>【業務委託仕様書の中の「7 成果品の提出」について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(1) 用地測量平面図を作成するための測量において、公共座標との整合性をとる必要はなく、基準点測量を行う必要はないと理解してよろしいか。 ・基準点測量、公共座標と整合性をとる必要があり、そのための測量を行う場合は、上記「(2) 測量方法について」の「表-1」、「表-2」の測量機器、精度より高精度な機器、精度で測量を行う必要があるのか。 ・基準点測量、公共座標と整合性をとる必要があり、境界確定した用地を測量する場合、上記「(2) 測量方法について」の「表-1」、「表-2」の測量機器、精度より高精度な機器、精度で測量を行う必要があるのか。 	お見込みのとおりです。ただし、成果品に筆界及び植生界の境界線の Shape ファイルを求めているのは、GIS 上で測量成果を表示できるようにするためであることから、簡易的に位置情報の取得は必要です。	4月22日
4	<p>【地権者・隣接地権者調査について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地権者が多岐にわたり、その確認に長期間必要となり、工期内に終わらない場合は、工期の延長を考慮していただけるか。 ・資料調査・権利者確認調査(当初)について、必要に応じて資料調査・権利者確認調査(追跡)の変更はあるのか確認したい。 	<p>工期は十分確保しているので、工期の延長は想定していません。ただし、現時点で想定していない事態が発生し、工期延長がやむを得ないと判断された場合は、延長する場合があります。</p> <p>登記簿情報等、業務において必要な資料は提示しますので、権利者確認の追跡調査は想定していませんが、現時点で想定していない事態が発生した場合は、発注者と受注者が協議をして決定します。</p>	4月22日
5	現地に基準点はありますか。ない場合、契約変更により基準点設置の金額を計上していただくことは可能ですか。	基準点はございません。設置も想定していません。	4月22日

6	対象となっている3つの土地は全筆買収でしょうか。	お見込みのとおりです。	4月22日
7	仕様書7成果品の提出「植生界、植生種の報告資料」とはどのようなものでしょうか。	スギ、アカマツ、雑木等の樹種境が分かる資料です。成果品の例を添付します。	4月22日
8	計測により正確な植生界を明らかにする必要があるのでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、アカマツと広葉樹が混交しているなど、正確な植生界が困難な場所については、「混交林」としての植生界となります。	4月22日